平成２８年（フ）第１３２６号
名古屋市中川区中野新町３丁目17番地　プレジダンＴ＆Ｙ301号
破産者　五十幡　聡
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５３６号
名古屋市緑区大高町字北平部１番地の76　グループホームひまわり苑
破産者　伸栄こと　濱口　　努
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５８０号
名古屋市天白区野並２丁目421番地　梅野ビル505号
破産者　小野　吉幸
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７２６号
名古屋市港区稲永１丁目３番27号　中部電力名港寮、住民票上の住所愛知県碧南市浅間町３丁目51番地
破産者　伊呂波こと　杉浦　公雄
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６８９号
大阪市鶴見区緑１丁目15番32号　プレアール鶴見緑地102号、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作北町60番11号
破産者　上田歯科医院こと　上田　豊秀
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８８号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ23―104号
破産者　吉原　秀晃
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４８０号
大阪市浪速区立葉２丁目６番12―805号
破産者　竹本設備こと　竹本　富雄
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５８５号
大阪市浪速区浪速東２丁目２番１―305号
破産者　岡田　尚行
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６９６号
大阪市港区池島３丁目８番１―416号
破産者　久田　英生
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７０８号
大阪府八尾市高安町南３丁目79番地の３202号
破産者　小川　章人
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７５５号
大阪府四條畷市岡山４丁目17番11―702号、事業所所在地大阪市中央区本町４－８－１ＳＤ本町ビル702
破産者　オーシャン技術翻訳こと　村田　清美
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８２１号
大阪府八尾市上之島町南３丁目31番地の９、前住所大阪府八尾市西山本町７丁目12番３―102号
破産者　森本　好映
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２０号
大阪府大阪狭山市池尻中２丁目９番15号(305号)
破産者　㟢井　勝弘
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０８号
神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―114号、従前の住所神戸市長田区長田天神町６丁目５番１―122号
破産者　高橋立士こと　張　　立士
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１１号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目３番１―1005号
破産者　綿引　眞生
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
奈良県桜井市大字忍阪101番地の５
破産者　吉原　良之
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２４７号
岡山県総社市下林780番地
破産者　角田美智子
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
岡山県笠岡市中央町16番地１市営住宅中央ビル団地305号
破産者　原田　朋義
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係